

事務連絡
令和6年月日

（施術所名） 御中

東金市長 鹿間 陸郎
（公印省略）

東金市子ども医療費助成事業の制度改正について（通知）

本市の母子保健行政の推進におきまして、日頃より格別のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、令和6年4月1日から助成対象児童を高校生相当年齢まで拡充いたしました。下記のとおり、令和6年8月1日から高校生相当年齢の児童も医療機関の窓口で子ども医療助成受給券を提示し受診することで助成が受けられるようになります。

つきましては、別紙の周知用チラシを同封させていただきますので、制度の実施にご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

1. 令和6年4月1日以降の「子ども医療費助成制度」

年齢・学年	4月から7月までの受診	8月以降の受診
0歳～中学3年生	変更はありません	
〈制度拡充〉 高校生相当年齢	医療機関窓口で医療費の支払い後、市窓口で助成金交付申請手続き。後日、自己負担金との差額を口座へ振込	医療機関窓口で「受給券」を提示し、自己負担金の支払い ※受給券を利用するには申請手続きが必要です。

【自己負担金】

入院	1日につき300円	同月、同一医療機関の入院11日目以降無料
通院	1回につき300円	同月、同一医療機関の通院6回目以降無料
調剤	無料	

※市民税所得割非課税の世帯の方は自己負担金が無料になります。

2. 受給券について

(1) 受給券の交付について

令和6年4月から高校生相当年齢の児童の方の助成受給券交付申請を受け付けており、7月下旬に8月1日から利用可能な受給券を郵送により交付します。

(2) 公費負担者番号について

これまでと同様の番号になります。

3. 子ども医療費助成制度の対象外となる医療費について

- ・保険適用外となるもの
- ・学校等の怪我による日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となるもの
- ・第三者行為による交通事故等で賠償等が発生するもの
- ・重度心身障害等の公費負担による医療扶助があるもの
- ・生活保護法による医療扶助があるもの

4. お願い

上記3「子ども医療費助成制度の対象外となる医療費について」に該当する診療報酬請求（子ども医療費助成分）が見受けられますので、ご留意願います。

お問合せ先

東金市市民福祉部子育て支援課

子育て給付係（担当：田中）

電話 0475-50-1202

*平日8時30分から17時15分まで

東金市子ども医療費助成制度を 高校生相当年齢の児童まで拡充しました

「子ども医療費助成受給券」による受診は、これまで
中学3年生までのお子さんでしたが、**8月から高校生相当
年齢のお子さんまで拡充しました。**
**医療機関窓口で「受給券」を提示し、自己負担金をお支払
いただくことで、助成が受けられます。**

※ 高校生相当年齢（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）

※ 受給券を利用するには東金市役所子育て支援課で申請手続きが
必要です

※ 中学3年生までのおさんはこれまでと同様の助成となります

＜ 自己負担金 ＞

- ・通院 0円もしくは300円（6回目以降無料）
- ・入院 0円もしくは300円（11日目以降無料）
- ・調剤 無料

※ 日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となる学校等でのケガや、第三者行為による交通事故等で賠償等が発生するものは助成制度の対象外となります

※保険適用外の医療費は対象外となります。
詳しくは東金市ホームページまたは右記の
問い合わせ先へご確認ください。

お問合せ先
東金市市民福祉部
子育て支援課子育て給付係
0475-50-1202